

新規就農者育成総合対策

		経営開始資金（生活の支援）	経営発展支援事業（機械等の支援）
対象者		●独立・自営就農（※1）時の年齢が49才以下の認定新規就農者（※2）であり、前年の世帯所得が600万円以下の者（農業以外の所得を含む。）	●独立・自営就農（※1）時の年齢が49才以下で事業実施年度（又は前年度）に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（※2）
補助額		●交付期間1月につき12.5万円 （1年で150万円交付。期間は最長3年間） 国 10/10	●補助対象事業費上限額1,000万円 （経営開始資金併用の場合は上限額500万円） 国 1/2 県 1/4 本人 1/4
対象経費			●機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械等リース料等
主な 交付 要件	親元 就農	●親の経営に従事してから5年以内に経営継承する者 ●新規作目（親と異なる農作物）の導入等、新たな取組を行うこと。	●親の経営に従事してから5年以内に経営継承する者 ●継承する経営を発展させる計画（売上10%増等）を立てること。
	共通	●地域計画のうち目標地図に位置づけられている、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている、もしくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 ●原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。 ●雇用就農資金等による助成金、経営継承・発展支援事業等による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。 <u>※その他の要件もありますので、ご注意ください。</u>	●地域計画のうち目標地図に位置づけられている、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている、もしくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 ● <u>本人負担分の経費について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。</u> ●雇用就農資金、初期投資促進事業等による助成金及び経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。 <u>※取組計画に応じたポイント制のため、申請しても支援が受けられない場合があります。</u> <u>※その他の要件もありますので、ご注意ください。</u>

（※1）独立・自営就農 → ア～オを満たすこと。

ア 農地の所有権又は利用権を有していること。

イ 主要な農業機械・施設を所有又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（※2）市から「青年等就農計画」の認定を受けた者。